6　企業主導型保育事業等担当室に、室長及び指導監査官二人を置く。
7　室長は、統括官を助け、企業主導型保育事業等担当室の事務を掌理する。
8　指導監査官は、命を受けて、企業主導型保育事業等担当室の所掌事務のうち、企業主導型保育事業等に関する指導及び監査に関する事務を行う。
9　企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。
10　業務管理体制検査官は、命を受けて、参事官の職務のうち子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十六条第一項及び第四項並びに第五十七条の規定による事務を助ける。
11　企画官の定数は併任の者を除き三人と、業務管理体制検査官の定数は併任の者を除き二人とする。

第六十二条　［同上］

第四章　地方支分部局

第六十三条　［同上］

第五章　顧問及び参与

第六十四条・第六十五条　［同上］

附　則

［1・2　同上］

（企画官の設置期間の特例）

3　第八条第一項の企画官のうち三人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十九号

宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）及び宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）を実施するため、宮内庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

宮内庁組織規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（広報室及び報道室） **第二条**　長官官房総務課に、広報室及び報道室を置く。 2　広報室においては、長官官房総務課の所掌事務のうち、令第十二条第五号に掲げる事務（報道室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 3　広報室に、室長を置く。 4　室長は、命を受けて、広報室の事務を掌理する。 5　報道室においては、長官官房総務課の所掌事務のうち、令第十二条第五号に掲げる事務のうち報道関係者に対する広報に関する事務をつかさどる。 ［6・7　略］	（報道室） **第二条**　長官官房総務課に、報道室を置く。 ［項を加える。］ ［項を加える。］ 2　報道室においては、長官官房総務課の所掌事務のうち、令第十二条第五号に掲げる事務をつかさどる。 ［3・4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。